

鳥栖スタジアム使用料〔令和8年8月1日から〕

◆ 鳥栖スタジアムグラウンド使用料

(単位 円)

区 分		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	延長又は繰り上げ 1時間当たり
入場料等を徴収 しない場合	アマチュア スポーツに 使用	17,080	17,080	21,350	34,170	38,430	55,530	4,260
	アマチュア以外の スポーツに使用	38,430	38,430	48,050	76,880	86,500	124,950	9,600
	アマチュア スポーツで 市外者使用	34,170	34,170	42,710	68,340	76,880	111,050	8,530
入場料等を徴収 する場合	アマチュア スポーツに使用	入場料等を徴収する席種のうち、最も発券枚数の多い席種(以下「最多発券席種」という。)の 入場料等に50を乗じて得た額又は64,070円のいずれか多い額						
	アマチュア以外の スポーツに使用	最多発券席種の入場料等に150を乗じて得た額						
	アマチュア スポーツで 市外者使用	最多発券席種の入場料等に100を乗じて得た額又は128,150円のいずれか多い額						

備考

- 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費、寄附金、賛助料等名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。
- 2 時間区分を延長又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間未満の場合は、1時間として計算する。
- 3 使用時間は、準備並びに使用後の整理及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 4 入場料等を徴収し、アマチュアスポーツ以外のスポーツに使用する場合において、最多発券席種の入場料等が、最も価格の高い席種の入場料等(以下「最高価格入場料等」という。)の3分の1を下回るときは、最高価格入場料等の額を最多発券席種の入場料等とみなす。
- 5 最多発券席種の入場料等に金額の別がある場合、最も高い価格を最多発券席種の入場料等とする。

◆夜間照明施設使用料

(単位 円)

区 分		単 位	使 用 料
アマチュアスポーツに 使用	1 5 0 0ルクス	30分間当たり	4, 5 4 0
	5 0 0ルクス	30分間当たり	1, 5 1 0
	2 0 0ルクス	30分間当たり	6 0 0
	1 0 0ルクス	30分間当たり	3 0 0
	演出照明	30分間当たり	3 6 0
アマチュア以外の スポーツに使用	1 5 0 0ルクス	30分間当たり	3 9, 2 9 0
	5 0 0ルクス	30分間当たり	1 3, 1 0 0
	2 0 0ルクス	30分間当たり	5, 2 4 0
	1 0 0ルクス	30分間当たり	2, 6 2 0
	演出照明	30分間当たり	3, 1 3 0
アマチュアスポーツで 市外者使用	1 5 0 0ルクス	30分間当たり	9, 0 8 0
	5 0 0ルクス	30分間当たり	3, 0 2 0
	200ルクス	30分間当たり	1, 2 0 0
	100ルクス	30分間当たり	6 0 0
	演出照明	30分間当たり	7 2 0

備考 使用時間が30分間未満の場合は、30分間として計算する。

◆ 諸室使用料

(単位 円)

区 分	単 位	使 用 料
第1会議室	1時間当たり	310
第2会議室	1時間当たり	410
第3会議室	1時間当たり	410
記者室	1時間当たり	410
インタビュー室	1時間当たり	410
本部室1・2・3	1時間当たり(1室)	410
更衣室1・2	1時間当たり(1室)	410
テレビラジオ放送室1・2・3・4・5	1時間当たり(1室)	2,460
場内放送室	1時間当たり	2,460
貴賓室	1時間当たり	8,210
予備室	1時間当たり	2,460
トレーニングルーム1・2	1時間当たり(1室)	1,100

備考

- 1 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。
- 2 更衣室は、シャワー室を使用する場合に限り使用料を徴収する。

◆ 電光掲示盤使用料

(単位 円)

単 位	使 用 料
1時間当たり	1,330

備考 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。

◆ 大型映像装置使用料

(単位 円)

単 位	使 用 料
1時間当たり	10,890

備考

- 1 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。
- 2 広告を表示する場合の使用料は、市長が別に定める。

◆ 諸室冷暖房使用料

(単位 円)

単 位	使 用 料
1時間当たり(1室)	210

備考 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。

◆ 特別使用使用料

(単位 円)

区 分		単 位	使 用 料
物品の販売をするもの		1平方メートル1日当たり	占有面積に210円を乗じて得た額に総売上額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。
興業、展示会、博覧会その他これらに類する催しをするもの		別表第1に規定する使用料に準じる。	
広告物等を設置するもの	グラウンド	1平方メートル1日当たり	3,190
	スタンド内側	1平方メートル1日当たり	1,050
	スタンド外側	1平方メートル1日当たり	530

備考

- 1 興業、展示会、博覧会その他これらに類する催しをするもの(以下「興業等をするもの」という。)の使用料を徴収する場合については、別表第1中「アマチュアスポーツに使用」とあるのは「営利又は宣伝を目的としない場合」と、「アマチュア以外のスポーツに使用」とあるのは「営利又は宣伝を目的とする場合」と、「アマチュアスポーツで市外者使用」とあるのは「営利又は宣伝を目的としない場合で市外者使用」と読み替えるものとする。
- 2 興業等をするもので、物品の販売をする場合は、総売上額に100分の5を乗じて得た額を加算した額を徴収する。
- 3 面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、1平方メートルとして計算する。
- 4 1件当たりの面積が1平方メートル未満の場合は、半額とする。